

総務文教常任委員会調査報告書（令和6年度）

1. 調査報告の目的

常任委員会の調査力の強化と委員会活動の見える化のため、令和6年度において行った総務文教常任委員会における調査の結果を記すものである。

2. 調査の範囲

本委員会の所管は、糸島市議会委員会条例第2条第2項の規定により、総務部、経営戦略部、子ども教育部、会計管理者、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に属する事項並びに他の委員会に属さない事項とされており、これらの範囲内で調査を行った。

3. 調査の経過

本委員会では、本年度、計15回の委員会において、付託された議案等の審査のほか、「多様化する子どもを取り巻く環境」をテーマに調査を行った。

本年度の委員会の開催状況、調査事項等は以下のとおりである。

■総務文教常任委員会開催状況

回	年月日	調査事項等
1	令和6年4月12日	・執行部からの報告について ・年間の調査の進め方、所管事務調査等について
2	令和6年5月17日	・執行部からの報告について ・行政視察について
3	令和6年6月6日	・議案等審査、採決
4	令和6年6月13日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について
5	令和6年7月26日	・執行部からの報告について ・行政視察事前勉強会（寝屋川市、伊勢市）
6	令和6年8月16日	・行政視察について ・行政視察報告書について
7	令和6年9月5日	・議案等審査、採決 ・執行部からの報告について
8	令和6年9月18日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について
9	令和6年10月28日	・執行部からの報告について ・行政視察事前勉強会（門真市、大垣市） ・管内視察報告書について

10	令和 6 年11月21日	・ 執行部からの報告について ・ 行政視察報告書について
11	令和 6 年12月 5 日	・ 議案等審査、採決
12	令和 6 年12月12日	・ 委員長報告の取りまとめ ・ 閉会中の継続調査について
13	令和 6 年12月13日	・ 追加議案等審査、採決
14	令和 7 年 1 月16日	・ 調査報告書案の検討、決定
15	令和 7 年 2 月12日	・ 次年度の調査テーマについて

4. 調査事項

(1) 調査テーマの選定

本委員会では、昨年度、教育現場における課題をテーマに調査した際、学校生活における諸問題は、もはや教育委員会を中心とした学校現場だけで対処し、解決することが困難な部分も出つつあるという認識を持った。特に、子どもの貧困対策、昼夜逆転した生活の改善など子どもへの支援、フリースクールなど学校以外の学び場としての選択肢、新設された教育支援センターの機能と稼働状況ほか、子どもを取り巻く環境の多様化を喫緊に取り組むべき課題であると判断し、本年度は「多様化する子どもを取り巻く環境」をテーマに選定の上、調査を進めることとした。

(2) 年間の調査の進め方

次に、本委員会では、より効率的に調査を進めるため、年間を通しての調査スケジュールを作成した。その結果、行政視察を7月と11月の2回に分けて実施すること、教育支援センター、本年度開校した県立糸島特別支援学校などへの管内視察を2回程度行うことなどを決定し、調査に当たることとした。また、行政視察の前には、執行部との勉強会を行うこととした。

(3) 先進地への行政視察（その1）

次に、本委員会では、令和 6 年 7 月29日及び同月30日に、大阪府寝屋川市及び三重県伊勢市において、以下のとおり行政視察を行った。

なお、本視察に当たっては、令和 6 年 7 月26日の委員会において執行部との事前勉強会を行っており、本市の学校におけるいじめの現状、実績、対応方法、他機関との連携状況などあらかじめ確認した。

行政視察の詳細については、別紙「視察報告書」を参照されたい。

■行政視察の概要

大阪府寝屋川市（7/29）	三重県伊勢市（7/30）
いじめを始めとする学校生活における諸問題への監察課の対応について	地域におけるいじめ防止体制の構築について

■大阪府寝屋川市での行政視察



■三重県伊勢市での行政視察



(4) 教育支援センターへの管内視察

次に、本委員会では、令和6年8月18日に同年4月に開設された糸島市教育支援センターへ赴き、現地での調査を行った。

調査では、まず教育委員会から概要説明を受けた後、センター内の施設見学を行った。その後、センター長を始めとする教育委員会との意見交換を行った。

その結果、子どもや親からの相談実績や内容、傾向、センターの周知方法などを確認した。その他センターで確認した事項を以下のとおり記す。

学校現場の調査の詳細は、別紙「視察報告書」を参照されたい。

■糸島市教育支援センターで確認した事項（8/18）

確認した事項
【教育相談室について】
・相談のほとんどは親からの電話。来所は少ない。子どもが付いてくる場合も稀にある。
・定期的に相談のために来所する方もいる。
・子どもだけの相談は1件のみ。
・センターの周知は、学校を経由した児童生徒へのチラシの配布により行っている。
・相談が多い案件としては、不登校に関するもので、約80件程度。
・SNSの利用に関する相談も多くなっている。
・16時以降の対応としては、留守番電話となる。ただし、4月からの件数はゼロ
【教育支援室（すばる教室）について】
・すばるでの授業は、学年も異なるため、児童生徒ごとにプリントやタブレット用の資料を作成している。
・送迎は親が行っている。
・フリースクールとの違いは、出席扱いされる点、カリキュラムがある点と公的機関であるという安心感である。

■糸島市教育支援センターでの管内視察



(5) 先進地への行政視察（その2）

次に、本委員会では、令和6年11月6日及び同月7日に、大阪府門真市及び岐阜県大垣市において、以下のとおり行政視察を行った。

なお、本視察に当たっては、令和6年10月28日の委員会において執行部との事前勉強会を行っており、本市における子どもの居場所の現状、民間団体との連携状況などのほか、本市の子育て施策全般についてあらかじめ確認した。

行政視察の詳細については、別紙「視察報告書」を参照されたい。

■行政視察の概要

大阪府門真市（11/6）	岐阜県大垣市（11/7）
公民連携子どもの居場所「子どもLOBBY」について	子育て支援施策とこどもの居場所づくりについて

■大阪府門真市での行政視察



■岐阜県大垣市での行政視察



(6) 県立糸島特別支援学校への管内視察

次に、本委員会では、令和6年11月21日に同年4月に開校した県立糸島特別支援学校へ赴き、現地での調査を行った。

調査では、まず学校側から概要説明を受けた後、学校内の施設見学を行った。その後、校長を始めとする教員との意見交換を行った。

その結果、在籍児童数や通学方法、特色ある教育内容、九州大学ほか地域との連携状況などを確認した。その他特別支援学校で確認した事項を以下のとおり記す。

特別支援学校の調査の詳細は、別紙「視察報告書」を参照されたい。

■ 県立糸島特別支援学校で確認した事項（11/21）

確認した事項
【学校の概況について】 ・知的障がい児及び肢体不自由児の教育部門のうち、小学部、中学部及び高等部が設置されている。 ・190名、42学級が定員で、96名の児童生徒が通学している。全員が糸島市内在住 ・通学手段は、80名がスクールバス、11名が保護者送迎で、残り5名が自力通学
【主な教育内容について】 ・「愛郷（ふるさとを愛し）」「夢（小さなできるを積み重ね）」「共創（新たな価値を共に創り上げる）」の3つを校訓としている。 ・「少しがんばれば「できる！」を増やす！」をスローガンに掲げ、「みつめる」こと、「かかわる」こと、「挑戦する」ことに重点を置き、具体的な方策を行っている。 ・特徴的なものとして九州大学との包括連携協定があり、先端技術を活用したデジタルツイン化、表現ワークショップ、教育学フィールドワークを授業に活用しているほか、温水プールなどの施設の利用、就労体験の場などとしても活用されている。 ・そのほか、グローバルホテル糸島、トリゼンフーズとも連携しており、職場体験、マナー研修、商品のパッケージデザインなどを行っている。 ・その他特徴的な教育として、糸島探検学習、道徳科、外国語活動・外国語科、毎日の清掃活動、朝の運動などがある。

■ 県立糸島特別支援学校での管内視察



(7) 調査の総括

本年度の調査を終え、複雑化、多様化する子どもの生活環境の改善には、教員、教育委員会など学校現場だけで対応するのは困難であり、保護者、高齢者などの地域住民の支えや、デジタル技術の活用、行政内部や外部機関との協力体制などにより、子どもに寄り添った施策をいかに多角的に実施できるかが重要であると再認識した。本市においても、糸島市教育支援センター開設による相談機能や支援機能の強化、子ども食堂への支援など様々な施策を行っているが、先進地ではいじめ問題解決のための複数のアプローチ、民間を活用した相談ツールや居場所の創出、地域の高齢者等の活用などを子ども施策に確実に反映できているという点や、それ以外にも子ども施策を実行するための重点的な予算配分、地域の子どもの守るということに対する行政職員の情熱は、本市も学ぶことが多いと感じた。

子ども施策は、今や行政の一丁目一番地といえる。今後、本市においても、これまで以上の子どもたち、子育て団体などへの支援や子どもの居場所づくり、またそれらを支える重点的な予算措置など、子どもの生活環境の改善に対するより一層の支援についてご配慮いただきたい。

5. 視察報告書

■視察報告書（大阪府寝屋川市）

委員会名	総務文教常任委員会
視察日時	令和6年7月29日（月）14時～15時30分
視察先	大阪府寝屋川市
視察項目	いじめを始めとする学校生活における諸問題への監察課の対応について
視察参加議員	重富洋司、畑中鶴見、徳安達成、川上伸悟、中尾浩昭、佐藤倫子、三苫幹治
I. 寝屋川市の概要 ・人口 224,771人（中核市） ・世帯数 113,077世帯 ・面積 24.70平方キロメートル ・大阪市域と京都市域の中間にあり、ベッドタウンとしての位置づけ。 II. 寝屋川モデル いじめゼロに向けたアプローチ 1. 概要 令和元年に市長部局である危機管理部にいじめの対応を行う「監察課」を設置。 2. 取組について ①「行政的アプローチ」と「教育的アプローチ」の二つのアプローチを並走する。 1) 二つのアプローチ 「教育的アプローチ」 ほとんどのいじめ事案が解決は、教育的アプローチで行われている。 加害児童も被害児童も、教職員にとっては教え子であり、関係性や今後の成長を見据えた対応をするため、即時的な対応が難しい。児童と教職員の問題への対応が困難である。 「行政的アプローチ」 いじめを人権問題として捉え、いじめを「即時停止」させることが目的。 行為の被害者・加害者の概念を用い、独自の基準によるいじめの認定を行い、短期間で判断・解決する。市職員が加害者等に直接聞き取りに関与、事実確認、加害者への指導等を通じいじめ行為の停止を行う。人間関係の修復は困難な場合がある。 2) 並走させる意義 ・ダブルチェック 第三者の視点でいじめ対応の不備をチェック、事後の検証を実施できる。 ・二つの選択肢を提示 目的の違う二つのルートを提示し、相談者が望む形の解決を選択できる。 別のルートを確保することで、教職員との問題にも対応が可能 3) 教育委員会と監察課の連携について ・学校でいじめと認知された事案は、教育委員会を通じすべての案件が監察課に報告。 ・監察課に直接相談があったものは、教育委員会に情報共有をする（被害者が望めば） ②平常時からいじめを「人権問題」と捉え、攻めの情報収集を行う。 ・チラシ＋手紙を児童生徒に配布。監察課に直接、児童生徒から手紙が届く ・いじめの情報収集（早期発見）＋いじめの抑止効果 ・監察課に直接相談があったのは、令和5年度は、137件 うちチラシ46件 ③寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例の制定 ④寝屋川市いじめ被害者支援事業補助金交付要綱 ・弁護士費用の費用300,000円/1件	

- ・転校費用 150,000円/1件
- ・いじめ被害者醬油物に係る原状回復支援事業 10,000円/1件

3. 質疑応答

Q. いじめの即時停止とは

A. 被害者と直接話して、望む対応を聞き、いじめ判定会議を行い対応をする。
判定会議のメンバーは、監察課の課長、係長、担当職員。

Q. 新聞記事の記事によると、監察課の対応は、「即効性を重視する。」「特効薬を知ってほしい」。保護者から不平不満はないのか。

A. 特効薬というのは、「素早く対応する」ということ。

当日、遅くとも翌日には連絡を取る。素早く聞き取りをする。

加害児童の情報がないので、学校に連絡先を聞いたり、空き教室で話を聞くため調整が必要。監察課の職員が直接、加害児童に当たっていいのか、確認をする。大げさになりすぎると懸念される方もいる。被害者の意見を聞きながら、対応を進める。

加害者の意見は聞かない。

Q. 行政的アプローチは、「人間関係の再構築が困難」であるとのこと。仕返しはあったか。

A. 一度の指導でピタッと止まるというイメージがないかもしれない。確かにある。

監察課は一つ一つの行為に着目。一つの行為が収束。再びいじめが起これば、再び介入。

Q. 監察課としての課題は何か。

A. 監察課ではいじめ行為を停止させる。行為は止まる。被害を受けた方にとっては行為が止まることと、解決したというのは意味が違う。被害者は解決したとは思わない。

いじめの解決は難しい。

Q. 教職員の声は？

A. 窓口が増えたことで早期解決、早期発見ができる。

Q. 法的アプローチをした例は？

A. 警察に繋ぐケースもある。犯罪性が高い、金銭が動く、暴力、性的な画像等。被害者は警察への相談はハードルが高いため、監察課が事前に警察に連絡をし、取り持つ。

Q. 監察課ができた経緯は。

A. 重大事件があったわけではなく、平常時においてどうすればいいか。

高齢化率が高い当市において、子育て世帯を誘引したいという現市長の思いがある。

■本市にとって活用すべき事項や課題

以下の点が本市の学校現場にとって有効だと考える。

(1) いじめの即時対応、即時停止を行い、加害行為をやめさせること。

身近な子どもたちの様子を見てみると、被害児童が明確に「やめてほしい」と言っても、やめない加害者もいる。加害者は「ふざけ」「いじり」「からかい」のつもりで、「これくらい大丈夫だろう」と行為を止めない。加害行為をやめさせることに加え、その行為は「いじめである」と加害児童が認識をすることが必要。

(2) 二つのアプローチがあり、相互に補完、被害者が対応の方法を選べること。

(3) 条例の制定により、いじめの定義や対応の責任者を明確にしている。

(4) チラシと手紙のセットでの児童生徒への配布。「いじめ」が人権問題であること、何かあったらすぐに相談をしてもいいということの周知、また、手紙でいじめの報告が気軽にできる。

■視察報告書（三重県伊勢市）

委員会名	総務文教常任委員会
視察日時	令和6年7月30日（火）10時～11時30分
視察先	三重県伊勢市
視察項目	地域におけるいじめ防止対策体制の構築について
視察参加議員	重富洋司、畑中鶴見、徳安達成、川上伸悟、中尾浩昭、佐藤倫子、三苫幹治

I. 伊勢市の概要

伊勢市の概要 面積：208.37km² 人口：119,362人 世帯数：56,340世帯

三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置する、比較的温暖な気候に包まれ、丘陵が広がる緑豊かな都市である。伊勢志摩国立公園の玄関口であり、歴史と文化に富んだ名所・旧跡も多く、古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれてきた伊勢神宮を擁し、神宮御鎮座のまちとして栄えてきた。

II. 地域における伊勢市のいじめ防止の取り組みについて

1. 体制を構築するに至った経緯

本市は令和5年5月に、子育てや生活困窮、傷害など福祉に関わる相談をそれぞれの専門職が受け付け、支援にあたる福祉総合支援センターを駅前再開発ビル内に開設した。家庭問題などが絡むいじめに対しては、部局を超えて関係機関が連携する重層的支援が必要となることから、センターの機能を活用して問題防止を図るため、令和5年度のこども家庭庁の「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」事業の公募に企画が採択され、全国8自治体のうちの1つとして取組を進めている。

2. 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進事業

地域におけるいじめ防止対策の体制整備を推進するため、地域の実情も踏まえて活用可能な学校外（首長部局）からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けたモデルケースを構築することを目指す。

実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証として、自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を行う。

①「こどもいじめ相談窓口」の開設

- ・こども・保護者・関係者等からの相談に直接対応。
- ・来所・訪問・電話等での相談のほか、SNS（LINE）を利用したチャット相談を実施。
- ・社会福祉士・教員経験者・臨床心理士等で構成するチームを編成するとともに、新たに専門職等を増員し、重層的・包括的な相談支援体制の強化を図っている。

②いじめ相談アプリの導入

- ・市内小学校4年生から公立中学校3年生までの全員のタブレット端末に相談専用アプリケーション『STANDBY』を導入し、匿名での相談に応じている。

⇒令和5年度アプリ相談件数：526件（いじめ相談50件）

③ いじめの解消に向けた被害者に寄り添った支援体制の構築

- ・いじめ報告があった対象児童（保護者を含む）への対応・助言、福祉サービスが必要な場合の適切なつなぎ（手続き等の支援を含む）、法的な手続きに関する助言等を実施。
- ・被害者（加害者）の背景（家庭環境や複雑・複合的な課題）を踏まえ、関係機関と連携・協働し支援を実施。

④ いじめ防止授業の実施

- ・いじめを許さない雰囲気を醸成し、いじめに対する認知の向上、普段から相談やSOSを発することの習慣づけによる事案の早期発見を図ることを目的に、いじめ防止授業を実施。

⇒令和5年度：小学4年生～中学3年生、令和6年度：小学4年生・中学1年生

⑤ 支援関係機関に対する研修の実施

- ・いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を目的に、日頃から児童・生徒に関わっている関係者のいじめへの共通理解と伊勢市と地域の連携を進めることを目的に研修を実施。

⇒令和5年度対象：支援関係機関、地域支援者等46名参加

令和6年度（予定）：児童・生徒の保護者

■本市にとって活用すべき事項や課題

本市においても、公立の小学校、中学校にいじめ防止基本方針が示されている。いじめ防止等の施策として、いじめ対策委員会や生徒指導部などで組織を形成し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応、重大事態への対応、インターネット等を通じて行われるいじめの防止などである。

活用すべき事項としては、こどもいじめ相談窓口を開設することで、被害者や保護者が相談しやすくなることで、いじめの実態をより知ることが出来る。また、本市も小中学生は、タブレットを配布しているので、端末に相談専用アプリケーションを導入し、相談に応じやすくするのも良い。また、相談件数が多い時間帯が17時から22時とのことなので、この点についても考慮が必要である。

本市も、いじめ防止授業や研修の実施、支援関係機関との連携などで、いじめ防止に向けて強化を図りたい。

■視察報告書（大阪府門真市）

委 員 会 名	総務文教常任委員会
視 察 日 時	令和 6 年 11 月 6 日（水） 14 時～16 時 15 分
視 察 先	大阪府門真市
視 察 項 目	公民連携子どもの居場所「子どもLOBBY」について
視察参加議員	重富洋司、畑中鶴見、徳安達成、川上伸悟、中尾浩昭、佐藤倫子、三苫幹治

I. 門真市の概要

・面積：12.30km² 人口：116,652人 世帯数：64,341世帯

門真市は、大阪府の北東部に位置し、周囲は大阪市・守口市・大東市と隣接している。人口は約12万人の市である。東西が約4.9km、南北4.3km、面積が12.3km²と、市域が比較的小さくまとまり、大きな起伏がなく、平坦な土地であることが特徴である。

II 門真市子どもの未来応援ネットワーク事業について

1. 「子どもの未来応援ネットワーク事業」設立の背景

平成28年度に「門真市子どもの生活に関する実態調査」を実施し、その結果、相対的貧困率が府内平均14.9%に比べて門真市は16.4%との結果となり、高いことが判明する。

これを受けて、平成29年10月より大阪府のモデル事業として子どもの貧困対策「子どもの未来応援ネットワーク事業」を実施し、平成30年7月以降は市の独自事業として実施している。

2. 「子どもの未来応援ネットワーク事業」の概要と効果

(1) 子どもの未来応援団について

「子どもの未来応援団員」が地域で子どもの小さなシグナルを発見し、「子どもの未来応援チーム」へ情報提供を行う役目を担っている。応援団員になるには養成研修を受講し、登録する必要がある。現在、その数は門真市人口の1%を超える約1,600人が登録しており、地域で見守りを行い、支援が必要な子ども及びその保護者の早期発見に務めている。

(2) 子どもの未来応援チームについて

子どもの貧困対策を専門に行うチームである。門真市内の6中学校区ごとに元教員の「子どもの未来応援推進員」が配置され、「応援団員」から提供された情報をもとに、行政内の情報を横断的に収集して子どもや家庭の状況を把握した後に、ケース会議で支援方法を検討しアウトリーチ支援を行っている。

(3) 効果について

- ・地域での子どもの見守りに対する気運が醸成されたことにより、学校では気づかない子どものシグナル発見につながるようになった。
- ・元教員で構成する「子どもの未来応援推進員」を配置することにより、学校とのスムーズな情報共有体制を構築できた。
- ・専門チームができたことにより、アウトリーチ支援など機動的に対応を行えるようになった。

3. 子どもの居場所との連携

門真市内には、市民等が運営する子どもの居場所として「子ども食堂」が15箇所あり、また「NPO法人トイボックス」が運営する「宿題カフェ」が18箇所ある。これらの子どもの居場所のスタッフを「子どもの未来応援団員」に担っていただくことにより、地域の見守り拠点として機能し、子どもの情報が早期に提供される仕組みを構築している。

III 公民連携子どもの居場所「子どもLOBBY」の取組みについて

1. 取組みの概要

(1) 保護者や子育て関係者を対象とした子どもの非認知能力向上プログラムの実施

保護者や子育て関係者に「非認知能力」を向上させる子どもへの接し方の研修を行い、受

講者が家庭や保育現場など、子どもと接する機会にそのスキルを活用することで子どもの非認知能力向上を目指す。

(2) 子どもの居場所及び保護者の相談支援の場として活用

家庭・学校とは違う第3の居場所として活用し、子ども間はもちろん、大人との世代間交流を行なうことにより社会性を身につけることを目指すとともに、いつでも大人に相談できる場所とすることで、子どものシグナルにいち早く対応できるようにする。また、保護者の相談も受け付ける。

(3) キャリア教育イベントの実施

連携企業が子どもへ様々な職業体験を提供することで、子どもが視野を広げ、その中で将来の夢や目標を見つけて、それに向けて努力し、生きる力をつけることを目指す。令和6年4月末現在、59企業が登録している。

(4) 不登校児童支援

不登校児童に対して通学時間帯に生活習慣や学習習慣を身につける支援を実施する。

(5) 取組の成果・実績

	子どもの居場所 来場者数	キャリア教育イベント 申込者数	不登校支援 支援者数
令和3年度	1,081名	474名	10名
令和4年度	1,961名	1,372名	11名
令和5年度	2,046名	903名	8名

■本市にとって活用すべき事項や課題

門真市は、子どもの未来応援ネットワーク事業として、人口の1%を超える子どもの未来応援団員が1,600人登録されており、「子どもの未来応援チーム」が教育委員会、子育て支援課、保護課、障がい福祉課、保育幼稚園課などと密に連携を取っている。一般企業の協力のもとで、居場所設置支援（子どもLOBBY等）、子どもへの定期的な支援物資寄附など、行政からの呼びかけで門真市の子どもを真ん中においたネットワーク作りに邁進している。

また、地域みんながつながる健康で幸せな「まち」づくりを目指しており、根底には、行政の熱心さがある。門真市は、大阪府の中でも財政的には決して楽ではなく、また、相対的貧困率が高いエリアであるものの、生まれ育った環境によって子どもの将来がとざされることのないように、公民連携で子どもの貧困対策に取り組んでいる。

行政と企業が公民連携でつくりあげた行政直営の子どもの居場所も多く、設置費用は子どもの貧困対策への使用を目的として寄付された寄附金等も積極的に活用している。公費負担ゼロで設置された子どもの居場所も設置されている。

糸島市も「ブランド糸島」の名のもと、地域・企業・市民と連携した子どもの居場所づくりの取組を強化していく必要があると感じている。特に、糸島市の公費負担も少なく済むような施策、企業との連携など、参考になると考える。

■視察報告書（岐阜県大垣市）

委 員 会 名	総務文教常任委員会
視 察 日 時	令和 6 年11月 7 日 10時～11時30分
視 察 先	岐阜県大垣市
視 察 項 目	子育て支援施策とこどもの居場所づくりについて
視察参加議員	重富洋司、畑中鶴見、徳安達成、川上伸悟、中尾浩明、佐藤倫子、三苫幹治

I. 大垣市の概要

大垣市の人口は減少傾向であり、特に出生数が年々減少していることによる人口の自然減が要因となっている。令和 5 年度の出生数は985人で、10年間で27.14%減少している。

II. 大垣市の子育て支援施策

(1) 大垣市こども家庭センター

令和 6 年 4 月 1 日より市役所 1 階子育て支援課内に大垣市こども家庭センターを設置している。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談対応やサポートプランの作成、母子健康手帳の発行の他、児相等との他機関との連携をした支援を業務として行い、チラシ・ポスター等で周知している。

(2) 地域子育て支援拠点（利用者支援相談窓口）

子育て中の親子が集い、交流、相談できる場としてキッズピアおおがき子育て支援センターをはじめ地域子育て支援拠点を市内8カ所に開設している。各支援センターで業務の違いはあるが、子育て相談、交流サロン、就労相談、子育て人材育成、地域連携、情報提供、一時預かりなどの事業を行っている。なお、このうち 6 カ所の支援センターは保育所内に設置され、園庭の開放などを行い、相談しやすい環境を整備している。

(3) 子育て日本一に向けて

平成17年から子育て日本一を取り組み、平成22年度に大垣市子育て支援条例を制定、その前文で子育て日本一を目指すことを明言している。

主な施策のうち、家事や育児の支援事業として行っているエンゼルサポーター事業や家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業などは、ファミリーサポートセンター事業で対応できない支援を市独自で行っている。移動支援（お出かけ支援）としては、小学6年生までの子ども・妊婦と同一世帯家族の同乗者が市内バス路線運賃を無料とする親子バス利用支援、1歳未満の多胎児を養育する家庭が利用できるタクシーチケットを交付する多胎家庭おでかけアシストタクシー事業がある。経済的支援として、第 3 子以降の出産に対して出産祝金5万円を支給している。また、子ども医療費は高校世代まで無料、離婚後の養育費の確保のための公正証書作成費や調停調書の作成経費を助成する養育費手続支援も行っている。

その他、移住支援制度や、子どもの育ち・子育てを啓発する水都っ子ウィークやアプリやメールなどの情報発信、キッズニアおおがきの開催など、大垣市独自の様々な支援を行っている。

(4) こどもの居場所に関して

大垣市子育てハンドブック「水都っこ」に公園、学習館、プレーパークなどを掲載していて、市民からも好評である。

また、こどもたちが主体的に過ごせる場所である「ほっとできる居場所（こどもんち）」を提供してくれる団体を募集するこどもの居場所づくり賛同事業者募集事業や、居場所づくりを支援してくれる人をこどもの居場所サポーターとして募集する事業を行っている。令和 5 年度実績として子ども食堂6団体、こども居場所として11団体に補助をしている。

■本市にとって活用すべき事項や課題

大垣市は条例で子育て支援日本一とうたっている。また、過去には市議会においても子育て支援についての特別委員会を設置し、政策提案等を出された経緯があり、市全体として子育てしやすいまちとしての意識の醸成されていることを伺った。

このため、予算編成についても子育て施策について重点的に配分されているとのことであった。大垣市では市長が全面的に子育てに協力しているとのことであり、糸島市においても重点施策に対する予算配分をどのようにしているかを議会としても見極めていく必要があると感じた。

また、大垣市の取組のうち、キッズピアおおがき交流の場、プレーパーク、子ども食堂、居場所づくり賛同事業者など、市民や市民団体との連携をはかっている。職員数の少ない糸島市において、多様なニーズが求められる子育て施策を行うためには市民等との連携が必要であると考え。市民団体等との連携および市の事業を受けられる団体等の育成も必要であると感じた。

■視察報告書（糸島市教育支援センター）

委 員 会 名	総務文教常任委員会
視 察 日 時	令和 6 年 8 月 18 日（木） 14 時～15 時 30 分
視 察 先	糸島市教育支援センター（糸島市前原東一丁目 3 番 7 号）
視 察 項 目	糸島市教育支援センターの現状について
視察参加議員	重富洋司、畑中鶴見、徳安達成、川上伸悟、中尾浩昭、佐藤倫子、三苫幹治

I. 視察の概要

- ・施設の概要説明（教育委員会より説明）
- ・施設見学（教育委員会から案内）
- ・意見交換（委員と教育委員会との意見交換）

II. 施設の概要

【主な事業内容】

(1) 教育相談室

教育に関する相談を来所又は電話で行っている。子ども、保護者のどちらからも相談は可能。センター長に加えて、2 名体制で運営している。どちらも学校長経験者。相談は年間 180 件程度

(2) 教育支援室（すばる教室）

登校が困難な児童生徒を受け入れる施設。現在、小中学校合わせて 7 名が利用している。チャレンジ登校日などを設けて、まずは一度でも来所するような働きかけを行っている。

(3) スクールソーシャルワーカー（SSW）

SSW が様々な困りごとを個別にサポートしている。2 名で市内全小中学校を対応しており、件数は年間約 600 件程度。児童相談所や市の子育て部局へのつなぎも行う。

III. 確認したセンターの現状

【教育相談室について】

- ・相談のほとんどは親からの電話。来所は少ない。子どもが付いてくる場合も稀にある。
- ・定期的に相談のために来所する方もいる。
- ・子どもだけの相談は 1 件のみ。
- ・センターの周知は、学校を経由した児童生徒へのチラシの配布により行っている。
- ・学校を通さずに、センターから直接児童生徒へ周知することはない。
- ・相談が多い案件としては、不登校に関するもので、約 80 件程度。
- ・SNS の利用に関する相談も多くなっている。
- ・16 時以降の対応としては、留守番電話となる。ただし、4 月からの件数はゼロ
- ・ここ 5 年の不登校の伸びは、これまでとは違って異質な感じがする。

【教育支援室（すばる教室）について】

- ・すばるでの授業は、学年も異なるため、児童生徒ごとにプリントやタブレット用の資料を作成している。
- ・送迎は親が行っている。
- ・施設の性格上、来客に気遣っている。
- ・フリースクールとの違いは、出席扱いされる点、カリキュラムがある点と公的機関であるという安心感である。

■視察報告書（県立糸島特別支援学校）

委 員 会 名	総務文教常任委員会
視 察 日 時	令和 6 年11月21日（木） 13時30分～14時45分
視 察 先	福岡県立糸島特別支援学校（糸島市泊965番地）
視 察 項 目	県立糸島特別支援学校の現状について
視察参加議員	重富洋司、畑中鶴見、徳安達成、川上伸悟、中尾浩昭、佐藤倫子、三苫幹治

I. 視察の概要

- ・学校の概要説明（特別支援学校長より説明）
- ・学校見学（特別支援学校から案内）
- ・意見交換（委員と特別支援学校との意見交換）

II. 確認した学校の現状

【学校の概況】

- ・知的障がい児及び肢体不自由児の教育部門のうち、小学部、中学部及び高等部が設置されている。
- ・190名、42学級が定員で、96名の児童生徒が通学している。全員が糸島市内在住
- ・通学手段は、80名がスクールバス、11名が保護者送迎で、残り 5 名が自力通学

【主な教育内容】

- ・「愛郷（ふるさとを愛し）」「夢（小さなできるを積み重ね）」「共創（新たな価値を共に創り上げる）」の 3 つを校訓としている。
- ・「少しがんばれば「できる！」を増やす！」をスローガンに掲げ、「みつめる」こと、「かかわる」こと、「挑戦する」ことに重点を置き、具体的な方策を行っている。
- ・特徴的なものとして九州大学との包括連携協定があり、先端技術を活用したデジタルツイン化、表現ワークショップ、教育学フィールドワークを授業に活用しているほか、温水プールなどの施設の利用、就労体験の場などとしても活用されている。
- ・そのほか、グローバルホテル糸島、トリゼンフーズとも連携しており、職場体験、マナー研修、商品のパッケージデザインなどを行っている。
- ・その他特徴的な教育として、糸島探検学習、道徳科、外国語活動・外国語科、毎日の清掃活動、朝の運動などがある。

市民福祉常任委員会調査報告書（令和6年度）

1. 調査報告の目的

常任委員会の調査力の強化と委員会活動の見える化のため、令和6年度において行った市民福祉常任委員会における調査の結果を記すものである。

2. 調査の範囲

本委員会の所管は、糸島市議会委員会条例第2条第2項の規定により、地域振興部、市民部、健康福祉部及び消防本部に属する事項とされており、これらの範囲内で調査を行った。

3. 調査の経過

本委員会では、本年度、計14回の委員会において、付託された議案等の審査のほか、「消防・救急の充実」をテーマに調査を行った。

本年度の委員会の開催状況、調査事項等は以下のとおりである。

■市民福祉常任委員会開催状況

回	年月日	調査事項等
1	令和6年4月17日	・執行部からの報告について ・委員会の調査テーマについて
2	令和6年5月8日	・執行部からの報告について ・管内視察について
3	令和6年6月7日	・議案等審査、採決 ・消防団との意見交換会について ・閉会中の委員派遣について
4	令和6年6月13日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について ・消防本部視察について
5	令和6年7月4日	・執行部からの報告について ・消防団との意見交換について ・行政視察について
6	令和6年8月2日	・執行部からの報告について ・消防団との意見交換について ・行政視察について
7	令和6年9月6日	・議案等審査、採決 ・執行部からの報告について ・行政視察について
8	令和6年9月18日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について ・消防団との意見交換会について

9	令和6年10月9日	・執行部からの報告について ・行政視察について ・消防団との意見交換について
10	令和6年11月19日	・執行部からの報告について ・視察報告書について
11	令和6年12月6日	・議案等審査、採決 ・執行部からの報告について
12	令和6年12月12日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について
13	令和7年1月16日	・調査報告について ・消防団との意見交換会とりまとめについて
14	令和7年2月10日	・調査報告について ・視察報告書について

4. 調査事項

(1) 調査テーマの選定

全国各地で災害が頻発する中、少子高齢化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などの影響もあり、火災・救急現場における課題は変化している。このような中で、消防・救急現場が抱える課題等を把握するため「消防・救急の充実」をテーマに選定し、調査を進めることとした。

(2) 管内視察

令和6年6月24日に糸島市消防本部に赴き、現地での調査を行った。調査では、消防本部内の施設見学を行った後、執行部と質疑応答を行った。消防本部で確認した事項について以下のとおり記す。

確認した事項	* 消防本部の人員体制について ・職員の配置について。 ・採用試験の状況について。 * 課題について ・救急要請者が一人暮らしの場合、医療情報が得られないことがある。 ・救急車の適正利用の啓発。 * 県境地域での救急搬送について
---------------	--



(3) 意見交換会

地域防災の担い手として活動をされている消防団に現場における課題等の意見を聞くため、下記のとおり意見交換会を実施した。各意見交換会では、消防団員より事前の質問事項に対する回答を受けた後、意見交換を行った。また意見交換会を経て、意見交換会にて提案された市役所における消防団のPR映像投影が12月11日から3日間行われた。

■意見交換会

開催日等	令和6年8月2日 第1回消防団との意見交換会 令和6年10月9日 第2回消防団との意見交換会
意見交換の内容 (抜粋)	* なり手不足について ・近所付き合いの減少により勧誘が困難である。 ・市外からの転入者へ消防団の紹介をしてほしい。 ・家族の理解が必要である。 ・消防団に加入することによるメリットが増えてほしい。 * 地域での活動について ・地域での消防団活動への理解が必要である。 ・行政区長との連絡体制が必要である。

■意見交換会の様子



(4) 先進地への行政視察

令和6年11月6日から同月8日にかけて、狹隘地区での救急搬送の取組として軽救急車の導入を行っている和歌山県橋本市と兵庫県姫路市、また妊産婦の救急搬送を迅速に行うための制度である「出産サポート119」を行う岡山県井原市において、以下のとおり行政視察を行った。なお、行政視察の詳細については、別紙「視察報告書」を参照されたい。

■行政視察の概要

和歌山県橋本市 (11/6)	兵庫県姫路市 (11/7)	岡山県井原市 (11/8)
◇軽救急車について ◇アプリを活用した救急活動について ・軽救急車の導入経緯と地域課題について ・軽救急車の事業効果と改善点や問題点について ・アプリの運用基準について	◇軽救急車の運用およびマイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化について ・国の実証実験に参加した経緯について ・マイナンバー活用のメリット、デメリットについて ・軽救急車に積載している機材等について	◇出産サポート119について ・出産サポート119の利用の流れについて ・医療機関との連携について ・導入に対する市民の反応について

■和歌山県橋本市での行政視察



■兵庫県姫路市での行政視察



■岡山県井原市での行政視察



(5) 調査の総括

少子高齢化の進行や住民同士のつながりの希薄化による影響もあり、救急搬送、火災などの災害対応についての課題は複雑化、多様化しているように感じる。本年度の調査を終え、地域において安心して生活していくためには、地域住民と行政が一体となって、地域の実情に合わせた解決策を模索していくことが重要であると再認識した。狭隘道路が多い地区での救急搬送の取組や、迅速な救急搬送のためのアプリの導入、妊婦の方が一の救急搬送に備えた情報の事前登録制度といった先進地の取組は、本市においても市民の安全・安心な生活の質の向上に繋がるものであり、参考にするべきであると感じた。本市の消防・救急における取組について、今後とも注視したい。

5. 視察報告書

■視察報告書（和歌山県橋本市）

委員会名	市民福祉常任委員会
視察日時	令和6年11月6日（水） 14時30分～16時00分
視察先	和歌山県橋本市
視察項目	軽救急車の運用および医療関係者間伝送アプリと救急搬送トリアージアプリについて
視察参加議員	松月よし子、長田秀樹、井上健作、木下勇二、中尾正俊
<視察概要> 【橋本市の状況】 人口：57,839人 面積：130.55km² 【橋本市議会】 議員数：18名 委員会構成：総務経済委員会・文教厚生建設委員会 【視察の内容】 ■軽救急車の運用 ①導入経緯 和歌山県の北東端の県境に位置する橋本市は、急峻な山々に囲まれ、東西には1級河川である紀ノ川が流れている。そのため地理的要因から道路の狭隘箇所が多く、既存の救急車での対応には、救急隊員・傷病者双方に負担を伴っていたが、平成23年の救急業務実施基準の改正を機に、軽救急車導入の検討を行なった。 まず初めに、橋本市内管轄地域の狭隘地区の調査した結果、市内51地区、1,200軒の住宅に対して高規格救急車の進入が困難であることが判明。このような狭隘地区の世帯を対象として平成27年12月、軽救急車の導入・運用を開始した。 ②運用方法 ○高規格救急車と軽救急車の2台で出動するドッキング運用 狭隘地区の傷病者の症状が重症であれば、広い場所で高規格救急車が待機し、軽救急車で家の前まで行く。傷病者を乗せ、広い場所に待機している高規格救急車に乗せ替え搬送する。 ○単独運用 傷病者が軽症の場合には軽救急車で搬送。 《工夫点》 車内が狭く心臓マッサージなどの救急救命活動のスペースが限られるため、クローバー（自動心臓マッサージ機）など救急出動時に救命資器材を状況に応じて乗せ替える。 ・令和5年度出動実績：ドッキング搬送34件 単独搬送8件 ③費用	

車体と救命資器材を含めて約1,700万円

■ 医療関係者間伝送アプリと救急搬送トリアージアプリについて

① 導入経緯

救急車に積載していたカメラの映像(傷病者の状態や心電図)を通信司令室を介して病院に送信していたが、救急車及び通信司令室のシステム立ち上げという手間や受信機の不具合が多いという問題があった。そこで近年のクラウドサービスやスマホの普及に伴い、令和元年9月に病院にて導入されていた医療関係者間伝送アプリを橋本市消防本部も導入・運用を開始。さらに令和5年より救急搬送トリアージアプリの導入・運用を開始した。

② 医療関係者間伝送アプリと救急搬送トリアージアプリとは

○医療関係者間伝送アプリ(join)

救急隊が心電図やケガの具合等の動画・静止画を撮影し、joinを介して病院に送信。

○救急搬送トリアージアプリ(jointriage)

救急現場で傷病者を観察し、重症な症状が見てとれた場合、jointriageアプリを起動し、傷病者の症状をアプリに打ち込む。joinを介してトリアージ結果を病院に送信。

③導入の効果

病院交渉時に、言葉による情報だけでなく、動画・静止画を送信することでより正確で円滑な情報共有を行うことができ、早期の治療開始につなげることができる。

また、スマートフォン・タブレットで画像を確認することができるため、当直外であっても病院スタッフへ指示することが可能となった。

意見(本市にとって活用すべき事項・課題など)

《本市で取り組むべきこと》

・軽救急車導入に関して

本市は面積の約半分が森林、また半島北部は海に面しており、山間部、沿岸部において、狭隘地区が多い。そのため高規格救急車が走行できない地域、世帯数も必ずあると思われ、軽救急車の導入も検討すべきと考える。まずは対象地域の調査の実施をすべきである。

・医療関係者間伝送アプリと救急搬送トリアージアプリについて

橋本市で使用しているアプリは和歌山県が構築したシステムであるとのことだった。そのため、まずは福岡県での取組状況を調査すべきである。

■視察報告書（兵庫県姫路市）

委員会名	市民福祉常任委員会
視察日時	令和6年11月7日（木） 10時00分～11時30分
視察先	兵庫県姫路市
視察項目	軽救急車の運用およびマイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化について
視察参加議員	松月よし子、長田秀樹、井上健作、木下勇二、中尾正俊
【姫路市の状況】 人口：523,861人 面積：534.35km² 【姫路市議会】 議員数：45名 常任委員会：総務、文教・子育て、厚生、経済観光、建設、予算決算 【視察の内容】 ■軽救急車の運用 ①導入経緯 姫路市に属する家島と坊勢島は95%が丘陵地で、普通自動車はほとんど走行できない。そのためストレッチャーでの搬送にも時間を要していた。 平成23年の救急業務実施基準が改正され、軽救急車が救急車輛として可能となったため、導入。 ②運用方法 家島と坊勢島に1台ずつ配備し、運用。 （工夫点） 車内が狭く心臓マッサージなどの救急救命活動のスペースが限られるため、自動心臓マッサージ機を常備している。救命資器材のうち、車内収納が難しい長物はルーフ上に積載している。 ・令和5年度出動実績 家島：約250件 坊勢島：約120件 ③費用 車体と救命資器材を含めて1,500万円～2,000万円/台 ■マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化について ①導入経緯 医師出身である市長が医療情報連携の研究を行っていたため積極的で、また、大学病院が市内にないという医療的課題もあり、推進の必要性があった。 ②マイナ救急の仕組み	

消防本部が協力医療機関と提携し、オンライン資格確認等システムの権限を付与される。救急隊員は、救急搬送を行う際に、傷病者等にマイナ保険証の提示を求め、救急車に配備された専用端末で病歴や、服用薬の確認を行い、状態の把握や、搬送先の病院の選択ができるようになる取り組み。令和4年10月に消防庁が実証実験を開始。6本部5隊でスタート。令和5年5月から第二期を開始。67本部が参加。

※姫路市は19隊が参加している。令和8年には全国で展開予定

③ 効果と課題

《効果》

救急における情報収集を早期に正確に行うができる。

具体的には、呼吸がままならず、会話が難しい傷病者や、認知症の高齢者などに高い効果が認められる。

《課題》

情報漏洩のリスクがある。

個人情報保護法の例外規定で、身体・生命の危機の際は、本人の同意がなくてもマイナ保険証からの情報取得が可能になったが、救急隊員には許可なく傷病者の持ち物を探すことはできない。

④ マイナンバーの取得、マイナ保険証の紐付けの促進効果

政府でも市でもさまざまな施策を行っているので、相関関係は正確に取れない。姫路市の現状のマイナンバーの取得率は約8割で、その内約8割が保険証と紐付けしている。

意見（本市にとって活用すべき事項・課題など）

《本市で取り組むべきこと》

・軽救急車導入の検討

高規格救急車が走行できない地域、世帯数の調査の実施

・マイナンバー取得、保険証との紐付け、カード携帯の促進

マイナ救急実証実験の内容や効果をカード取得、活用のメリットとして、広報を行い、今後の取得・活用促進につなげる。

■視察報告書（岡山県井原市）

	市民福祉常任委員会
視察日時	令和6年11月8日（金）10時00分～11時30分
視察先	岡山県井原市役所（岡山県井原市井原町311番地1）
視察項目	出産サポート119について
視察参加議員	松月よし子、長田秀樹、井上健作、中尾正俊、木下勇二
視察先の概要 【井原市の状況】 ○井原市の概要 井原市は、岡山県の最南部に位置し、西は広島県に隣接している。高梁川支流の小田川が、地域の南部を西から東へ貫流し、その地域の平野部に市街地が形成されています。また、北部は標高200～400メートルの丘陵地帯で吉備高原へと続いている。地域の面積は、243.54平方キロメートルで、地形的には井原市街地を除いては、ほとんど山々に囲まれた農山村である。 人口：38,384人(14,732世帯) 職員数：井原市消防本部20名、消防署86名、計106名。 ○井原市の分娩機関の推移 過去に井原市民病院で分娩を行っていたが、現在は検診のみとなっている。現在、市内に分娩機関は無く、市内では検診のみで分娩は市外で行っている。近隣他市も閉院が相次ぎ、2023年は1年間で2ヶ所が閉院。分娩機関は福山市の大きな病院へ集中している。分娩機関までの平均移動時間が大幅に増加し、26.5分から38.2分になった。分娩機関が無いというのは妊婦や子育て世代にとって大きな不安となっている。 【視察内容】 ○出産サポート119について 〈概要〉 『出産サポート119』は妊娠届出時に妊婦情報の事前登録を行う。登録番号を配布し、これを消防本部と共有する。救急要請があった際、登録番号で妊婦の情報と産科の情報が即時に把握でき、スムーズな救急搬送に繋げることができる。※妊婦情報は消防本部で一部共有となり、情報の管理も徹底されている。 〈目的〉 妊婦情報を事前に登録することで、緊急時の産科医療機関へのスムーズな救急搬送につなげる体制を整備することにより、妊娠・出産にかかる妊婦の不安を軽減し、安心・安全な出産を迎えることを目指す。	

〈妊婦のメリット〉

- ・緊急時の受信に対する不安軽減につながる。
- ・スムーズに緊急搬送されることで、母体と胎児が早めに適切な処置を受けることができる。
- ・妊婦の情報を事前に登録することで、緊急時の情報伝達の確認がスムーズに行える。

〈消防組合のメリット〉

- ・自宅の位置情報を事前に登録することで、早く妊婦のもとに駆け付けることができる。
- ・かかりつけ医の事前情報があることで、緊急搬送先の目処がたち搬送調整の短縮につながる。
- ・出産予定日等の事前情報があることで、救急処置等の準備予測ができる。

〈導入までのプロセス〉

令和5年8月28日(月) 地域管内の産婦人科の閉院に伴い、行政で何か対応できないか消防本部を含めた検討会議を実施。

令和5年9月21日(木) 井原市健康福祉課・矢掛町健康子育て課と協議を実施。

令和5年10月10日(火) 『出産サポート119』をスタート

8月末の検討会議から実施まで1ヶ月余りとスピード感を持って実施している。

市内及び近隣他市の産科閉院が相次ぎ、妊婦の不安を払拭したいという担当課の強い想いと共に予算面でも簡易的な登録届出書の作成のみで予算がほぼかからなかったのが要因。

(消防本部の声)→今では無くてはならない取り組みである。

意見（本市にとって活用すべき事項や課題）

本市の分娩施設も10年間で2院が閉院し、現在は馬渡産婦人科の1院のみとなっている。

近隣でいうと西区の九大学研都市にある長野産婦人科が12月で休診。今後糸島市も分娩機関への移動時間の増加というのは課題になる。全国的な産科の閉院の状況を見ても妊婦や子育て世代の不安は大きい。『出産後サポート119』の取り組みは妊婦の不安軽減に繋がる。子育て支援課や消防本部など、関係機関が連携し、早急に導入したい取り組みである。

建設産業常任委員会調査報告書（令和6年度）

1. 調査報告の目的

常任委員会の調査力の強化と委員会活動の見える化のため、令和6年度において行った建設産業常任委員会における調査の結果を記すものである。

2. 調査の範囲

本委員会の所管は、糸島市議会委員会条例第2条第2項の規定により、生活環境部、建設都市部、農林水産部、経済振興部及び農業委員会に属する事項とされており、これらの範囲内で調査を行った。

3. 調査の経過

本委員会では、本年度、計15回の委員会において、付託された議案等の審査のほか、「環境の保全及び上下水道の整備について」をテーマに調査を行った。

本年度の委員会の開催状況、調査事項等は以下のとおりである。

■建設産業常任委員会開催状況

回	年月日	調査事項等
1	令和6年4月11日	・執行部からの報告について ・委員会の調査テーマと所管事務調査について
2	令和6年5月9日	・執行部からの報告について ・所管事務調査（管内視察） 糸島市クリーンセンター
3	令和6年6月10日	・議案等審査、採決 ・執行部からの報告について
4	令和6年6月13日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について
5	令和6年7月8日	・執行部からの報告について
6	令和6年7月9日	・執行部からの報告について ・行政視察について
7	令和6年8月5日	・行政視察について
8	令和6年8月16日	・行政視察事前勉強会
9	令和6年9月9日	・議案等審査、採決
10	令和6年9月18日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について

11	令和 6 年10月16日	・ 執行部からの報告について ・ 視察報告について
12	令和 6 年12月9日	・ 議案等審査、採決
13	令和 6 年12月12日	・ 委員長報告の取りまとめ ・ 閉会中の継続調査について
14	令和 7 年 1 月16日	・ 執行部からの報告について
15	令和 7 年 2 月14日	・ 執行部からの報告について ・ 調査報告書案の検討

4. 調査事項

(1) 調査テーマの選定

全国的に持続可能な社会へ向けて様々な取り組みが行われている中、糸島市においても令和 5 年 5 月に「SDGs未来都市」に選定されたこと、社会問題となっている上下水道管の老朽化や耐震化について調査すべきであることから、「環境の保全及び上下水道の整備について」をテーマに選定した。

(2) 管内視察

本委員会では、「環境の保全及び上下水道の整備について」のテーマの下、ごみのリサイクル方法、ごみの再資源化のプロセスについて調査するため、令和 6 年 5 月 9 日に糸島市クリーンセンターへ管内視察を行った。

■内容

糸島市クリーンセンター

◇糸島市クリーンセンターの各処理施設の概要、ごみ溶融処理施設について

糸島市クリーンセンターにおけるごみの搬入量は年間約32,000トン、稼働日数は令和 5 年度で332日であった。施設内にはタービン発電機が備わっており、発電および熱源として利用し、余剰電力は売却されている。その他に飛灰の処理方法、メタルやスラグの発生量、単価および売却方法等について確認した。

また、稼働開始から24年経過しており、老朽化している設備の改修工事の概要、工事スケジュール等について、概略図等を基に説明を受けた。

その後、施設内を見学し、設備の稼働状況や搬入から再資源化までのプロセスなどを確認した。

■管内視察の様子



(3) 先進地への行政視察

本委員会の年間調査テーマである「環境の保全及び上下水道の整備について」のテーマの下、ごみの分別徹底・資源化を町全体で行っている点や全国で初めて衛星画像を活用した水道管の漏水調査を行うなど画期的な取り組みを行っている点などを考慮し、令和6年10月1日から同月3日にかけて、以下のとおり行政視察を行った。

なお、行政視察の詳細については、別紙「視察報告書」を参照されたい。

■行政視察の概要

和歌山県有田郡有田川町 (10/1)	愛知県豊田市 (10/2)	広島中央エコパーク (10/3)
◇エコのまちづくりについて（ごみ分別徹底・資源化について） ・ごみ分別徹底・資源化について ・町民のエコ意識の醸成について ・エコ基金の設立について	◇衛星画像を活用した水道管の漏水調査について ◇ゼロカーボンシティへの取り組みについて ・衛星画像を活用した水道管の漏水調査による漏水調査距離、調査期間の短縮について ・低炭素社会に向けた取り組みについて	◇ガス化溶融炉シャフト炉式の処理方法等について（現地視察） ・ガス化溶融炉シャフト炉式した理由について ・組織・各施設の概要について ・災害ごみの受け入れについて

■和歌山県有田郡有田川町での行政視察



■愛知県豊田市での行政視察



■広島中央エコパークでの行政視察



(4) 調査の総括

本市において「SDGs未来都市」に選定されたことをきっかけに、省エネの取組強化、ごみの減量化やリサイクルの推進により力を入れていくことが重要であると感じる。また、生命のライフラインである上下水道管の整備については、本市のみならず全国的な問題となっている。

本年度の調査を終え、ごみの分別徹底などエコに対する意識を上昇させる取組みや市民一人一人が省エネに取り組みやすい施設整備、支援が重要であると認識した。また、上下水道管の整備には時間も費用もかかるが、最先端技術を部分的にでも導入していくことで時間と費用の両方を削減し、耐震化率の向上にもつながると思われる。本委員会としても、先進事例の動向や今後の本市の取組に注視していきたい。

5. 視察報告書

■視察報告書（和歌山県有田郡有田川町）

委員会名	建設産業常任委員会
視察日時	令和6年10月1日（火） 13時30分～15時00分
視察先	和歌山県有田郡有田川町
視察項目	エコのまちづくりについて（ごみ分別徹底・資源化について）
視察参加議員	加茂正彦、波多江貴士、笹栗純夫、高橋徹郎、服部清幸、寺崎達也

【有田川町の状況】

平成18年1月1日、旧吉備町・金屋町・清水町が合併し、有田川町（ありだがわちょう）が誕生。和歌山県のほぼ中央に位置し、東西に細長い形状を成している。高野山に源を発する有田川が町の中央部を西に蛇行しながら流れており、豊かな自然と産業を生み出している。

歴史的な当地域の発展は、空海が高野山を開闢した時代に高野有田街道が開かれたことをはじめとし、有田川に沿って一体的な生活圏を形成してきている。

産業構造を産業大分類別就業者数からみると、第1次産業の占める割合が全体の3割以上を占め、農林業の果たす役割が極めて高い地域であり、ぶどう山椒や有田みかんの生産が日本一となっている。

【視察の内容】

エコのまちづくりについて有田川町役場建設環境部環境衛生課長の平松氏から説明があった。

1. 有田川町におけるエコ意識の醸成について

平成6年頃から人口の増加によって、環境センターの処理能力がひっ迫する事態が起き、それがきっかけとなり、ごみの減量・分別による資源化を徹底的に行った。また、分別について、職員が住民宅へ訪問し、啓発等を行っていった。その後、平成8年度には燃えるごみが12%減、燃えないごみは71%減となり、収集運搬等でマイナス入札という結果となった。当時の職員は大変な苦勞をしたとのこと。

2. 基金の設立

マイナス入札で浮いたお金は「循環型社会の構築と新エネルギー推進基金」を設立し、使い道をエコのために限定をした。基金の活用として、コンポストの無償貸与や消防署や廃校となった小学校へ太陽光発電所を設置するなど、エコのために活用されている。これらの取組みが評価され、平成28年に「新エネ大賞」で「資源エネルギー庁長官賞」を受賞されている。

現在では、住民から毎日のように分別についての問い合わせが来るほど町全体にエコの意識が醸成されている。また、移住されてきた方に対してもごみの分別の徹底をお願いしている。

■本市にとって活用すべき事項や課題

今回、和歌山県有田郡有田川町を視察させていただき、ごみの減量・分別による資源化の徹底などで町役場職員の皆様のご苦勞や意識向上のスキームなどを聞き、本市でも早急に対応していく必要があると感じた。

取り急ぎ本市のごみの状況（内容や問題）を調査し、分別内容、方法など資源化の必要があると考える。

■視察報告書（愛知県豊田市）

委 員 会 名	建設産業常任委員会
視 察 日 時	令和6年10月2日（水） 10時00分～12時00分
視 察 先	愛知県豊田市
視 察 項 目	衛星画像を活用した漏水調査について ゼロカーボンシティへの取組みについて
視察参加議員	加茂正彦、波多江貴士、笹栗純夫、高橋徹郎、服部清幸、寺崎達也

【豊田市の状況】

豊田市（918.32km²）は、愛知県のほぼ中央に位置し、愛知県全体の17.8%を占める広大な面積を持つまち。全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中枢都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ7割を占める豊かな森林、市域を貫く矢作川、季節の野菜や果物を実らせる田園が広がる、恵み多き緑のまちとしての顔を併せ持っている。

【視察の内容】

衛星画像を活用した漏水調査について、ゼロカーボンシティへの取組みについて説明があった。

1. 衛星画像を活用した漏水調査について

豊田市は管路総延長が非常に長く、法定耐用年数を超えた管路延長は662kmもある。また、職員数も年々減少しており、このままでは耐震化率の向上も難しい状況となっていた。そこで、先進的な技術を用いて漏水調査を行うことで、効率的に管路の更新を実施することを目指した。

令和2年度にはイスラエルの企業の技術である「漏水エリア特定診断」を実施。漏水調査距離を1/10に絞り込むことができたが、3割程度の精度であった。

令和4年度にはJAXA認定ベンチャーの技術である「漏水リスク評価」を実施。漏水調査距離を1/30に絞り込むことができた。また、約100m四方を1つの漏水エリアとして5段階でリスク評価ができることで、漏水予防をすることが可能となった。

2. ゼロカーボンシティへの取組みについて

豊田市は、平成21年に「環境モデル都市」、平成30年には「SDGs未来都市」として国から選定され、低炭素社会に向けてさまざまな取組みを進めている。例えば、環境に配慮した車両や住宅設備の導入に対しての補助、環境減税としてスマートハウス減税や再背可能エネルギー発電設備減税を全国で初めて実施するなど、積極的に低炭素社会実現に取り組んでいる。

その結果として、平成25年から令和元年までにＣＯ2排出量は約２割減少した。その他にも、グリーン電力証書やＪクレジットといった環境価値の地産地消の取組みも行っており、Ｊクレジット制度活用後は年間約700 t のＣＯ2削減を果たしている。

■本市にとって活用すべき事項や課題

本市でも水道管の総延長が長く、漏水調査にも手間と時間とお金がかかっていると思われるが、豊田市で実施されている漏水調査を活用することができれば、大幅な業務改善が期待できる。

また、本市も「SDGs 未来都市」に選定されているが、豊田市のような低炭素社会実現にもっと積極的に取り組んでほしい。

最後に、今回の豊田市の視察内容は全国でもトップクラスの取組みであると認識した。参考となる点は調査・研究を行い、実施を検討してほしいと考える。

■視察報告書（広島県東広島市：広島中央エコパーク）

委員会名	建設産業常任委員会
視察日時	令和6年10月3日（木） 10時00分～12時00分
視察先	広島県東広島市西条町 広島中央エコパーク
視察項目	ガス化溶融炉シャフト炉式の処理方法等について
視察参加議員	加茂正彦、波多江貴士、笹栗純夫、高橋徹郎、服部清幸、寺崎達也

【広島中央エコパークについて】

広島中央環境衛生組合は、東広島市（635km² 198千人）・竹原市（118km² 22千人）・大崎上島町（43km² 6.6千人）の2市1町が一般廃棄物の共同処理をするため設立された「特別地方公共団体」の一部事務組合である。

令和3年10月に設置された高効率ごみ発電施設で東広島市、竹原市と大崎上島町のおよそ22.7万人の燃やせるごみ等を処理し、同じ敷地内にある汚泥再生処理センターで東広島市と竹原市の浄化槽汚泥やし尿を処理している。

また、施設内では施設見学に来た方が、ごみの処理に関するものや、発電に関するものなどの勉強ができるようになっている。

・高効率ごみ発電施設（ガス化溶融シャフト炉方式）

処理能力 最大285トン/日（95トン/日×3炉）

ごみを燃やすのではなく、溶融し、それにより発生したエネルギーを有効に利用することで発電を行い、余剰電力は売電し、エネルギーを有効利用する。

処理物の再資源化により最終処分量ゼロを実現している。

・汚泥再生処理センター

し尿、浄化槽汚泥などをここで処理し、処理水は下水道放流、汚泥は助燃剤となり高効率ごみ発電施設（ガス化溶融シャフト炉方式）に投入し処理される。

令和3年に設置された広島中央エコパークのガス化溶融シャフト炉方式の特徴

・通常の溶融炉はごみ1tあたりコークス50kgであるが、ここの低炭素型はコークスを従来の半分程度の量23kg/tまで削減できている。

・通常は3炉あるうちの2炉で運転をしている。共通設備の点検による全炉停止の前後にごみピットレベルを下げる際に3炉運転をする。

・2炉体制の場合は、片方が整備中だと処理能力の50%しか処理できないが、3炉体制の場合、1炉整備中でも残りの2炉を運転すれば処理能力の66%処理できる。

・大きな炉を活用した2炉体制ではなく、3炉体制とした理由は上記のようなごみ処理の微妙な調整ができるため、また、限りなく全炉停止をしなくていいように。さらに大きな炉と小さな炉の費用対効果や、効率性なども考えた。・・・とのこと。

- ・ごみ 1 トンあたりのコークス、石灰石、灯油の使用量については、令和 5 年度実績で、コークス21.93kg/t、石灰石24.96kg/t、重油2.7L/tであった。
- ・ごみ100トンあたりのスラグ、メタルの発生量については、令和 5 年度実績で、スラグ 9.9t、メタル0.9tであった。
- ・年間の処理量に対する飛灰の発生量は、令和 5 年度実績で、71,161.17t/年の処理で、飛灰1,992.51t/年の2.8%の発生であった。
- ・熔融炉方式にした理由は、最終処分場を必要としないごみ処理システムの構築を目的とした。そこにおいて、「シャフト式ガス化熔融炉」と「ストーカ炉＋セメント化」も考えたが、一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会において、「シャフト式ガス化熔融炉」が選定されたためである。
- ・土地代を除いた建設費はいくらか。
高効率ごみ発電施設の建設費が208億円
汚泥再生処理センターの建設費が45億円 である。

【糸島市のごみ処理施設】

糸島市人口約10万人

ごみ熔融処理施設

処理能力 200t/日 (100t×2 炉)

処理方式 シャフト式ガス化高温熔融炉

コークス使用量 ごみ 1 tあたりコークス47kg

スラグの発生量 処理量の約10.8% 100t→10t

メタルの発生量 処理量の約 1.5% 100t→1.5t

飛灰の発生量 処理量の約 4 % 100t→4 t

ごみ熔融処理施設工事費（土地関係のぞく） 120億

■本市にとって活用すべき事項や課題

広島中央エコパークの敷地内には、芝生広場があり、平時は子どもが遊んだりできる場所となっているが、災害時には災害ごみの仮置き場になる。糸島市においても災害時の災害ごみの仮置き場になるような敷地の利用も考えるべきである。

糸島市も採用している熔融炉の最新のものを視察してきたが、ごみ 1 tあたりのコークスの使用量が糸島市の熔融炉の半分程度で済むなど最新の技術革新の成果があった。

また、炉の数に関しては、発生するごみの量との関係や、費用対効果、効率性などとともに、施設を絶対に止めてはならないなどの観点から考えることも重要であると感じた。

最後に、施設見学に来た方がごみの問題、エネルギーのことなど楽しく勉強できる展示も次期処理場を作る際には必要なのではないかと考える。